

# 日吉津村児童の朝の居場所づくり事業実施要綱

令和 7 年 3 月 1 0 日  
日吉津村教育委員会要綱第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、日吉津村立日吉津小学校（以下「小学校」という。）の始業前において、小学校等の施設を利用し、児童の安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するための日吉津村児童の朝の居場所づくり事業（以下「朝の居場所事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (実施主体)

第 2 条 朝の居場所事業は、日吉津村教育委員会が行う。

## (運営の方針)

第 3 条 朝の居場所事業は、小学校に在籍している1～2学年の児童を対象とし、小学校の始業前に、地域、学校等との連携の下、学習及び生活の場を提供することにより、その健全な育成を図るとともに、家庭における仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 朝の居場所事業に携わる者は、朝の居場所事業を利用する児童（以下「利用者」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 日吉津村教育委員会は、学校との連携を図り、利用者の保護者及び早朝サポーターに対し、朝の居場所事業の目的及び運営の内容を適切に説明し理解を得るとともに、採光、換気等の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な配慮を払うものとする。

4 朝の居場所事業に携わる者は、小学校内において朝の居場所事業を実施するときは、小学校の運営の妨げとならないよう配慮するものとする。

## (事業の内容)

第 4 条 朝の居場所事業における支援（以下単に「支援」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 安全・安心な生活の場の提供
- (2) 予習、復習等の学習の場の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全な育成に資する活動

## (実施場所)

第 5 条 朝の居場所事業の実施場所は、小学校内とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

## (朝の居場所づくりコーディネーター)

第 6 条 朝の居場所事業の円滑な運営及び総合的な調整等を行うため、朝の居場所づくり

コーディネーターを置く。(以下「コーディネーター」という。)

- 2 コーディネーターは、教育委員会事務局の関係者をもって充てる。
- 3 コーディネーターは、次に掲げる職務を行うものとする。
  - (1) 朝の居場所事業の総合的な調整
  - (2) 利用者の登録及び利用状況の把握
  - (3) 実施場所に係る小学校との連絡調整
  - (4) 地域の関係機関、団体等との連絡調整
  - (5) 衛生管理、安全点検等の運営に係る環境整備
  - (6) 会議、打合せ等の開催
  - (7) 次条の早朝サポーターの確保、登録及び配置
  - (8) 利用者の保護者との日常的な連絡調整及び早朝サポーターとの情報共有
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、朝の居場所事業の実施に関し必要な事項  
(早朝サポーター)

第7条 朝の居場所事業の円滑な運営のため、早朝サポーターを置く。

- 2 早朝サポーターは、児童の健全な育成に熱意のある者をもって充てる。
- 3 早朝サポーターは、次に掲げる職務を行うものとする。
  - (1) 第4条第1号から第3号までに規定する場の提供
  - (2) 利用者の出席の確認及び活動状況の把握
  - (3) 利用者の健康管理、安全の確保
  - (4) 利用者及び活動状況の記録
  - (5) 利用者の保護者からの連絡等の受付
  - (6) 実施場所の清掃、片付け等  
(実施日及び実施時間)

第8条 朝の居場所事業の実施日は、日吉津村立小・中学校の管理規則（令和4年日吉津村教育委員会規則第1号）第7条に規定する休業日を除く日のうち、教育長が別に定める日とする。ただし、教育長は、朝の居場所事業の運営上必要があると認めるときは、実施日を変更できるものとする。

- 2 朝の居場所事業の実施時間は、午前7時15分から午前7時45分までとする。ただし、教育長は、朝の居場所事業の運営上必要があると認めるときは、実施時間を変更できるものとする。

(会員登録)

第9条 朝の居場所事業を利用しようとする児童の保護者は、朝の居場所事業の趣旨及び内容を理解し、及び次に掲げる事項に同意の上、日吉津村朝の子どもの居場所づくり事業会員登録申請書（第1号様式）により教育長に朝の居場所事業に係る会員の登録（以下「会員登録」という。）の申請をしなければならない。

- (1) 会員登録時に指定した者が責任を持って利用者を実施場所に送り届けること。
- (2) 利用者が欠席をするときは、電話その他の連絡方法により、確実に早朝サポーター

等に届け出ること。

- 2 前項の会員登録は、年度ごとに行うものとする。
- 3 教育長は、第1項の申請があったときは、当該児童を朝の居場所事業の会員として登録するものとする。
- 4 利用者の保護者は、第1項の申請の内容に変更が生じたときは、その旨を教育長に届け出なければならない。

(利用の制限等)

第10条 教育長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 利用者又はその家族が感染症等にかかり、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第4条各号に掲げる活動に支障が生じると認められるとき。

(会員登録の抹消)

第11条 利用者の保護者は、利用者が朝の居場所事業の利用をやめようとするときは、日吉津村児童の朝の居場所づくり事業会員登録辞退届（第2号様式）により教育長に届け出なければならない。

- 2 教育長は、前条第2号の規定により利用者の利用の制限をした後、一定の期間を経過してもなお改善が認められないときは、当該利用者の会員登録を取り消すことができる。この場合においては、その旨を日吉津村児童の朝の居場所づくり事業会員登録取消通知書（第3号様式）により当該利用者の保護者に通知するものとする。
- 3 教育長は、第1項の規定による届出があったとき、又は前項後段の規定による通知をしたときは、当該利用者の会員登録を抹消するものとする。

(利用料金)

第12条 朝の居場所事業の利用料金は、無料とする。

- 2 朝の居場所事業で用いる材料費、プログラム参加費等については、保護者の負担とすることができる。
- 3 既に支払われた前項の材料費、プログラム参加費等については、不参加の場合においても返還しないものとする。ただし、教育長が認めた場合は、この限りでない。

(保険の加入)

第13条 利用者は、原則として傷害保険に加入するものとし、その費用は、当該利用者の保護者が負担するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 早朝サポーター等は、朝の居場所事業の実施中に利用者の体調に急変が生じたとき、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 早朝サポーター等は、支援の提供により事故が発生したときは、直ちに保護者、教育委員会に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による連絡を受けたときは、事故の原因を解明し、再発を

防ぐための対策を講ずるものとする。

4 教育委員会は、支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 教育委員会は、非常災害に備えるため、火災、風水害、地震等に対する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決窓口)

第16条 教育委員会は、朝の居場所事業の利用者、利用者の保護者等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。

(2) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続について、利用者、利用者の保護者、早朝サポーター等に対して周知すること。

2 教育委員会は、朝の居場所事業の支援の提供に対する苦情に関し、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護等)

第17条 コーディネーター及び早朝サポーターは、その信用を失墜させるような行為をしてはならない。

2 コーディネーター及び早朝サポーターは、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、日吉津村個人情報保護法施行条例（令和5年日吉津村条例第2号）その他関係法令の規定を遵守し、適正に取り扱うものとする。

3 コーディネーター及び早朝サポーターは、その活動上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 コーディネーター及び早朝サポーターは、支援の提供中に他の事業関係者又は利用者の保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに教育委員会に通報するものとする。

(スタッフ会議)

第19条 教育長は、朝の居場所事業を円滑に運営するため、コーディネーター及び早朝サポーターを構成員とするスタッフ会議を適宜開催するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、朝の居場所事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

日吉津村児童の朝の居場所づくり事業会員登録申請書

年 月 日

日吉津村教育委員会教育長 様

保護者氏名

日吉津村児童の朝の居場所づくり事業の会員登録を申請します。

住所		〒 ー			
電話番号		自宅；		携帯；	
メールアドレス					
利用者 (児童)	(フリガナ) 氏名	( )		学年・組	年 組
	生年月日	年 月 日		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
				血液型	型
(フリガナ) 送迎者氏名		( )		児童との 関係	
緊急連絡先	第1 順位	連絡先名			児童との 関係
		電話番号			
	第2 順位	連絡先名			児童との 関係
		電話番号			
かかりつけの 病院等	病気			電話番号	
	けが			電話番号	
	眼科			電話番号	
健康面の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> ひきつけ <input type="checkbox"/> アレルギー ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
配慮希望事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )				
利用を 希望する曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 (毎週・不定期)				

【備考】

- 1 申請書の記載内容は、日吉津村児童の朝の居場所づくり事業以外には使用しません。
- 2 メールアドレスは、天候等の影響で中止する際の連絡等に使用します。
- 3 緊急連絡先は、必ず連絡可能である番号を記載してください。

第2号様式（第11条関係）

日吉津村児童の朝の居場所づくり事業会員登録辞退届

年 月 日

日吉津村教育委員会教育長 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_

日吉津村児童の朝の居場所づくり事業への登録を辞退したいので、次のとおり届け  
出ます。

1 利用者（児童）氏名 \_\_\_\_\_（ 年 組）

2 辞退（予定）日 \_\_\_\_\_年 月 日（ ）から

3 辞退の理由

備考 登録辞退届の記載内容は、日吉津村児童の朝の居場所づくり事業以外には使用し  
ません。

第3号様式（第11条関係）

日吉津村児童の朝の居場所づくり事業会員登録取消通知書

年 月 日

様

日吉津村教育委員会教育長

次のとおり日吉津村児童の朝の居場所づくり事業への登録を取り消します。

1 利用者（児童）氏名 \_\_\_\_\_（ 年 組）

2 取消しの理由

--